

平成 18 年度 「第 9 回ケアマネ試験」の一問一答テスト版(やまだ塾) 解答一覧

2006 年 11 月 20 日作成

| | | | |
|--------|----|----|---|
| 介護支援分野 | 1 | 1 | ○ |
| | 2 | 2 | ×「原則として」以下は介護保険法に規定されていない(3 施設サービスの機能については介護保険法第 8 条第 24 項～第 26 項) |
| | 3 | 3 | ○ |
| | 4 | 4 | ×「自ら提供」だけではなく、市町村を重層的に支える仕組みが講じられる |
| | 5 | 5 | ○ |
| | 6 | 6 | ○ |
| | 7 | 7 | ×住所地特例の対象である |
| | 8 | 8 | ×B市ではなくA市である |
| | 9 | 9 | ○ |
| | 10 | 10 | ○ |
| | 11 | 11 | ○ |
| | 12 | 12 | ○ |
| | 13 | 13 | ×対象ではなく「対象外」となった |
| | 14 | 14 | ×「介護支援専門員」ではなく「市町村」の調査権限が強化された |
| | 15 | 15 | ○ |
| | 16 | 16 | ○ |
| | 17 | 17 | ○ |
| | 18 | 18 | ○ |
| | 19 | 19 | ×市町村ではなく都道府県が設置する |
| | 20 | 20 | ×20%ではなく25%である |
| | 21 | 21 | ×医療保険者ではなく市町村である |
| | 22 | 22 | ×届出は不要で、事実発生の日当然に資格取得をする「発生主義」である |
| | 23 | 23 | ○ |
| | 24 | 24 | ○ |
| | 25 | 25 | ×介護保険施設は「住所地特例対象施設」である |
| | 26 | 26 | ×例外的な市町村の措置のサービス提供の事由とは「家族による虐待・放置」など契約に基づくサービスが受けられない場合等であり、保険料の滞納は該当しない |
| | 27 | 27 | ○ |

<http://www.yamadajuku.com/>

| | | |
|----|----|---|
| 28 | 28 | × 医療保険ではなく介護保険から給付される |
| 29 | 29 | ○ |
| 30 | 30 | × 介護保険法による給付が優先する |
| 31 | 31 | × 「要介護(要支援)認定有効期間」の 6 か月間である |
| 32 | 32 | ○ |
| 33 | 33 | ○ |
| 34 | 34 | ○ |
| 35 | 35 | × チームアプローチで行う |
| 36 | 36 | × 要介護 1=16580 単位, 要支援 2=10400 単位である |
| 37 | 37 | ○ |
| 38 | 38 | × 重い方の 1 か月分の支給限度額が適用される |
| 39 | 39 | × 対象に含まれないのは①介護予防居宅療養費管理指導, ②介護予防特定施設入居者生活介護, ③介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用を除く)である |
| 40 | 40 | ○ |
| 41 | 41 | × 介護サービス事業者の指定は都道府県, 介護予防支援業者の指定は市町村である |
| 42 | 42 | × 「必ず」ではなく「勧告することができる, 勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる」と規定されている |
| 43 | 43 | ○ |
| 44 | 44 | ○ |
| 45 | 45 | ○ |
| 46 | 46 | × 都道府県への届け出しは必要ない。「市町村は, 地域包括支援センターを設置することができる」と規定されている |
| 47 | 47 | ○ |
| 48 | 48 | ○ |
| 49 | 49 | × 都道府県ごとではなく市町村ごとである |
| 50 | 50 | ○ |
| 51 | 51 | ○ |
| 52 | 52 | × 「必須事業」ではなく「任意事業」である |
| 53 | 53 | × 「利用料を請求することができる」と規定されている |
| 54 | 54 | × 権利擁護事業は必須事業である |
| 55 | 55 | ○ |
| 56 | 56 | ○ |
| 57 | 57 | ○ |

<http://www.yamadajuku.com/>

| | | |
|----|----|--|
| 58 | 58 | × 介護認定審査会が審査・判定し、その結果を市町村に通知する。 市町村が実施すべき事柄である |
| 59 | 59 | ○ |
| 60 | 60 | × 介護訪問介護の対象者は、要支援者であって、居宅において支援を受ける者である |
| 61 | 61 | × 都道府県ではなく市町村である |
| 62 | 62 | × |
| 63 | 63 | ○ |
| 64 | 64 | ○ |
| 65 | 65 | ○ |
| 66 | 66 | × 「要介護者等が適切かつ円滑に当該サービスを利用する機会を確保するため」と規定されている |
| 67 | 67 | ○ |
| 68 | 68 | × 「直ちに」ではなく「期間を定めて」と規定されている |
| 69 | 69 | ○ |
| 70 | 70 | × 「国」ではなく「都道府県ごと」である |
| 71 | 71 | ○ |
| 72 | 72 | × 含まれない行為である |
| 73 | 73 | ○ |
| 74 | 74 | × 含まれない行為である |
| 75 | 75 | ○ |
| 76 | 76 | × 「主治医の意見書」ではなく「被保険者証」である |
| 77 | 77 | × 都道府県知事ではなく市町村長である |
| 78 | 78 | ○ |
| 79 | 79 | ○ |
| 80 | 80 | ○ |
| 81 | 81 | ○ |
| 82 | 82 | × 「審査・判定は」都道府県に委任できるが、「認定調査・認定」は委任できない |
| 83 | 83 | × 指定市町村事務受託法人以外には、指定居宅介護支援事業者・地域密着型介護老人福祉施設・介護保険施設・地域包括支援センター、一定の介護支援専門員に調査を委託することができる |
| 84 | 84 | × 介護認定審査会は要介護状態区分と要支援度を審査・判定する |
| 85 | 85 | ○ |
| 86 | 86 | × 介護認定審査会ではなく市町村である |

<http://www.yamadajuku.com/>

| | | |
|-----|-----|--|
| 87 | 87 | × 都道府県知事ではなく市町村である |
| 88 | 88 | × 申請代行はしないが、市町村は特定高齢者を幅広く選定することとなっている |
| 89 | 89 | ○ |
| 90 | 90 | ○ |
| 91 | 91 | ○ |
| 92 | 92 | × (低レベルの設問) |
| 93 | 93 | × (低レベルの設問) |
| 94 | 94 | × (低レベルの設問) |
| 95 | 95 | ○ |
| 96 | 96 | × 都道府県知事ではなく「厚生労働省で定める基準」である |
| 97 | 97 | × 「他人に使用させてはならない」と規定されている |
| 98 | 98 | ○ |
| 99 | 99 | ○ |
| 100 | 100 | ○ |
| 101 | 101 | × 「介護給付」ではなく「介護予防ケアプランの作成」である |
| 102 | 102 | × 施設サービス計画は従来から作成することになっている |
| 103 | 103 | × 設問内容は主任介護支援専門員の役割ではない |
| 104 | 104 | ○ |
| 105 | 105 | ○ |
| 106 | 106 | × 「必ず」「指導」は不適切である |
| 107 | 107 | ○ |
| 108 | 108 | × 「安易なオムツの使用」「不用意な回数の設定」「指示」は不適切である |
| 109 | 109 | × 「家族の負担を第一」「説得」は不適切である |
| 110 | 110 | ○ |
| 111 | 111 | × 「利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行う」ことを基本とした対応とはなっていない |
| 112 | 112 | ○ |
| 113 | 113 | ○ |
| 114 | 114 | × 福祉用具は基本的には貸与であり、要支援者・要介護1には貸与の対象とならない電動車いすや電動ベッドの購入を勧めることに合理性がない |
| 115 | 115 | ○ |
| 116 | 116 | ○ |

<http://www.yamadajuku.com/>

保健医療サー
ビス分野

| | | |
|-----|-----|--|
| 117 | 117 | ×「サービス担当者会議」は、予防給付の場合は原則としてケアプラン作成・変更時に開催することとなっている |
| 118 | 118 | ×廃用症候群予防の観点から、「介護予防通所介護」および「介護予防通所リハビリテーション」を介護予防ケアプランに積極的に位置づけられている |
| 119 | 119 | ○ |
| 120 | 120 | ○ |
| 121 | 121 | ○ |
| 122 | 122 | ×施設サービス計画は、入所者の希望を尊重して作成されなければならない |
| 123 | 123 | ○ |
| 124 | 124 | ×(低レベルの設問) |
| 125 | 125 | ○ |
| 126 | 1 | ○ |
| 127 | 2 | ○ |
| 128 | 3 | ×高齢者の状況に応じて適切な口腔ケアの方法を選択するためには専門職による指導を受けることが望ましい |
| 129 | 4 | ○ |
| 130 | 5 | ×咀嚼、嚥下機能、全身の筋力や姿勢の制御等にも大きな役割を果たしている |
| 131 | 6 | ×アルツハイマー病が第1位、第2位は血管性認知症である |
| 132 | 7 | ○ |
| 133 | 8 | ×認知症高齢者への原則として「現実を知らせる」ことが含まれる |
| 134 | 9 | ○ |
| 135 | 10 | ○ |
| 136 | 11 | ○ |
| 137 | 12 | ×高齢者は消化吸収機能が低下しているため低栄養状態になりやすくアルブミン値が低下する |
| 138 | 13 | ○ |
| 139 | 14 | ×高齢者では洞性不整脈が見られ、よく利用されている |
| 140 | 15 | ×骨粗鬆症は、カルシウム不足から骨密度が減少し、折れやすくなる病気で、女性に多く、加齢とともに頻度が上昇する |

| | | |
|-----|----|--|
| 141 | 16 | × 生命予後が 6 か月以内と考えられる状態とされている緩和医療の時期においても様々な専門家(医師, 看護師, 理学療法士, ソーシャルワーカー, 薬剤師, 霊的ケアの専門家・宗教家), ボランティア, 家族などがチームとなり患者の全人的医療を提供する |
| 142 | 17 | ○ |
| 143 | 18 | ○ |
| 144 | 19 | ○ |
| 145 | 20 | × 他動的訓練は, 意識レベルの低い場合, 自分で運動できない場合, 全身状態などにより自分で運動を行ってはいけない場合などに行う |
| 146 | 21 | ○ |
| 147 | 22 | × 「成分を制限」ではなく「食事摂取, 水分補給にも十分配慮する」である |
| 148 | 23 | ○ |
| 149 | 24 | × 便秘の中でも, 最も多くみられるのが習慣性便秘である。訴えがなくても, 常に便の回数や正常に十分な注意を払い, 便秘を早期に把握し, 習慣性にならないように早期に対策を講ずることが大切である |
| 150 | 25 | ○ |
| 151 | 26 | ○ |
| 152 | 27 | ○ |
| 153 | 28 | ○ |
| 154 | 29 | × できるだけいすに座ってもらい, 頭部と体感をわずかに前傾させる |
| 155 | 30 | × 嚥下食と食べているときは脱水や便秘を起こしやすいので, 食品内容を工夫する |
| 156 | 31 | ○ |
| 157 | 32 | ○ |
| 158 | 33 | × 放置すると細菌が繁殖し, 口の中は大変不潔になり, 口臭がひどくなることがしばしばみられるため, 毎日の口腔ケアが重要である |
| 159 | 34 | ○ |
| 160 | 35 | × 「なりにくい」ではなく「なりやすい」である |
| 161 | 36 | ○ |
| 162 | 37 | × 高齢者では, 腎機能が衰えており, 腎から排泄される薬の排泄が遅くなり, 薬の作用増強が起こる |

| | | |
|-----|----|--|
| 163 | 38 | ×入院は必須ではなく、栄養士と相談し、嚥下困難があっても口から摂取できるように積極的に取り組む必要がある |
| 164 | 39 | ○ |
| 165 | 40 | ×ケアプラン作成にあたっては、栄養状態の改善及び食生活を適切に行うため、管理栄養士と医師、保健師、薬剤師等の専門職とが相互に情報交換を行う必要がある |
| 166 | 41 | ○ |
| 167 | 42 | ×ホスピスケアで重視するのは全人的な痛みに対する配慮、特に魂の痛みに対するケアを忘れてはならない |
| 168 | 43 | ○ |
| 169 | 44 | ×死亡診断は、医師(歯科医師を含む)にのみ許された行為で、死亡診断書の発行も医師にしかできない |
| 170 | 45 | ○ |
| 171 | 46 | ×最近では、悪性腫瘍時の疼痛のコントロールに麻薬をはじめとする座薬や経口麻薬剤を使用する場合がある |
| 172 | 47 | ○ |
| 173 | 48 | ×通院、外出、一時的な停電時には酸素ボンベが利用される |
| 174 | 49 | ○ |
| 175 | 50 | ○ |
| 176 | 51 | ○ |
| 177 | 52 | ×通院が困難で、療養上の管理及び指導受けることによって療養生活の質の向上を基にすることのできる人が、居宅療養管理指導の対象となる |
| 178 | 53 | ×保険医療機関、保健薬局の指定があったときは、当該病院、診療所もしくは薬局の開設者について指定があったものとみなすと規定されている |
| 179 | 54 | ○ |
| 180 | 55 | ○ |
| 181 | 56 | ○ |
| 182 | 57 | ×「医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防訪問リハビリテーション計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする」と規定されている |

<http://www.yamadajuku.com/>

| | | |
|-----|----|--|
| 183 | 58 | ×「指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない」と規定されている |
| 184 | 59 | ○ |
| 185 | 60 | ×「当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が二以上確保されること」と規定されている |
| 186 | 61 | ×医師が訪問看護が必要と認めた在宅の要介護者を対象に、主として生活支援と医療処置を行う。訪問看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門職によって提供されるサービスである |
| 187 | 62 | ○ |
| 188 | 63 | ×医師の指示に基づいて、その目的、具体的サービス内容、訪問頻度、期間等について訪問リハビリテーション計画を作成する。その計画はサービス担当者会議に提出し、意見交換による検討を行ったうえで、介護サービス計画が策定される |
| 189 | 64 | ×短期入所療養介護の最大の役割は、介護者の負担軽減で、終わりの見えない介護に対して、身体的・精神的な急速のためのケア(レスパイト・ケア)として提供されることにある |
| 190 | 65 | ○ |
| 191 | 66 | ○ |
| 192 | 67 | ○ |
| 193 | 68 | ×厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、または処方してはならないことになっている |
| 194 | 69 | ×介護保険施設は、原則として、入所申し込みに対して応じなければならない。指定介護療養型医療施設における提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、入所者に対し自ら適切な施設サービスを提供することが困難な場合である |
| 195 | 70 | ×退院後、他介護施設へ移る可能性が高い場合にも、決して在宅復帰の可能性を視野からはずさないことが基本とされている |
| 196 | 71 | ○ |
| 197 | 72 | ×施設内で対応できない疾病に適切な治療を行うために、協力医療機関を設けているが、介護老人保健施設に置くべき医師の員数は定められている |
| 198 | 73 | ×必要な措置を講じなければならないが、保健所への届け出しは定められていない |
| 199 | 74 | ○ |

<http://www.yamadajuku.com/>

| | | |
|-----|----|---|
| 200 | 75 | ○ |
| 201 | 76 | ○ |
| 202 | 77 | ○ |
| 203 | 78 | ○ |
| 204 | 79 | × 病院内ではMRSAに感染した患者は個室に隔離する。ただし、保菌者はこの限りではない。また、介護施設・在宅では隔離の必要はない。ただし、ケア時には流水と石鹸で手洗いを励行する必要がある |
| 205 | 80 | × 局所因子と全身性因子が逆である |
| 206 | 81 | ○ |
| 207 | 82 | × 運動療法ではなく薬物療法が基本である |
| 208 | 83 | ○ |
| 209 | 84 | × 脳の黒質の神経細胞が変性、消失することによる神経変性疾患である |
| 210 | 85 | ○ |
| 211 | 86 | ○ |
| 212 | 87 | × 高齢者では、脳の器質疾患(脳血管障害、認知症疾患、脳腫瘍、頭部外傷など)の際に発症することが多い |
| 213 | 88 | × 意識程度が動揺しやすいため、普通の状態に戻ったかと思うと、再び興奮状態になったりする |
| 214 | 89 | ○ |
| 215 | 90 | × 場合によっては、水分、電解質の補給、脳循環改善薬や少量の向精神薬を用いる。静かな環境と夜間の適度な照明はせん妄の予防となる。身体拘束は人権蹂躪で、論外である |
| 216 | 91 | × 難聴ではなく網膜症である |
| 217 | 92 | ○ |
| 218 | 93 | ○ |
| 219 | 94 | ○ |
| 220 | 95 | × 後段は誤りで、末梢神経症状として、下肢末端知覚障害などを呈する |
| 221 | 96 | × 痛みやその他の不快な身体症状を麻薬等の薬物による鎮痛により緩和する |
| 222 | 97 | ○ |
| 223 | 98 | ○ |

福祉サービス
分野

| | | |
|-----|-----|--|
| 224 | 99 | × 初期症状は異なるが、最も多いのは手先から症状が始まり近位へと進む普通型で、手背や前腕の筋萎縮や筋力低下が生じる。眼球運動の障害は重症筋無力症である |
| 225 | 100 | ○ |
| 226 | 1 | × およそ人間の行動を決める者として、感情の果たす役割は大きいといえる。したがって、よい相談はその家庭で様々な事柄についての情報とともに、自分お勘定を表現し、それを話題にするという部分を含んでいる |
| 227 | 2 | ○ |
| 228 | 3 | ○ |
| 229 | 4 | × 援助者には、利用者の感情を十分に受け止める姿勢と、自然なあたたかさ、を伝え、利用者の怒りや敵意を無視せず、しかし感情的に巻き込まれない態度を明確にしつつ、情緒的レベルで関与を続けるという役割がある |
| 230 | 5 | ○ |
| 231 | 6 | × 傾聴のためには「オープンクエスチョン」がよいとされている。初回面接にはオープンな計式の質問から入るのが本来である |
| 232 | 7 | × コミュニケーションとして、言語とともに音声、抑揚、話すときの表情や速さなどが大きな役割を果たす |
| 233 | 8 | ○ |
| 234 | 9 | ○ |
| 235 | 10 | ○ |
| 236 | 11 | ○ |
| 237 | 12 | × 被害高齢者の権利を尊重し、優先する |
| 238 | 13 | ○ |
| 239 | 14 | × ケアプラン実施段階では、要介護者等や家族とサービス事業者との間で意見の相違が生じることがあり、介護支援専門員は両者からの意見を聴取し、両者を調整していくことになる |
| 240 | 15 | ○ |
| 241 | 16 | × 要介護者等や家族の参加を得て、ケア体制を整えるための合議と協働を調整(マネジメント)するのが介護支援専門員の役割・機能であり、「困難・・・なので、・・・担当してくれるよう依頼」するのは適切ではない |
| 242 | 17 | ○ |

| | | |
|-----|----|--|
| 243 | 18 | × 要介護者等や家族の参加を得て、ケア体制を整えるための合議と協働を調整(マネジメント)するのが介護支援専門員の役割・機能であり、「説得してくれるよう依頼」するのは適切ではない |
| 244 | 19 | ○ |
| 245 | 20 | ○ |
| 246 | 21 | × サービス提供責任者の責務の一つに、「訪問介護計画の作成と変更」がある |
| 247 | 22 | ○ |
| 248 | 23 | ○ |
| 249 | 24 | × 作成された訪問介護計画は、利用者及び家族に分かりやすく説明し、利用者の同意を得る必要がある |
| 250 | 25 | ○ |
| 251 | 26 | × 難病や末期がんの要介護者など、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ在宅の中重度者等である |
| 252 | 27 | × 利用者ごとに個別の機能訓練計画を作成、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1日につき27単位を所定単位数に加算する |
| 253 | 28 | ○ |
| 254 | 29 | × 通所介護は、認知症対応型通所介護に該当するものを除くと定義されている |
| 255 | 30 | ○ |
| 256 | 31 | ○ |
| 257 | 32 | × 日常生活の自立を助けるための福祉用具のうち、介護予防に資するものについて貸与を行い、使用期間は限定し、定期的に必要な見直しされる。種目は、①手すり(工事を伴わないもの)、②スロープ(工事を伴わないもの)、③歩行器、④歩行補助つえ、である |
| 258 | 33 | ○ |
| 259 | 34 | ○ |
| 260 | 35 | × 特定施設入居者生活介護、人支障対応型生活介護、地域密着型特定入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間は、福祉用具貸与費は算定されない |
| 261 | 36 | ○ |
| 262 | 37 | × 2005年の介護保険法の改正により人数要件が廃止された |
| 263 | 38 | ○ |
| 264 | 39 | × 要介護1から要介護5までに認定された第1号被保険者または第 |

<http://www.yamadajuku.com/>

| | | |
|-----|----|---|
| | | 2号被保険者である |
| 265 | 40 | ○ |
| 266 | 41 | ○ |
| 267 | 42 | ○ |
| 268 | 43 | ○ |
| 269 | 44 | ×低栄養状態にあるまたはそのおそれのある利用者に対し、管理栄養士等が看護職員、介護職員等と協同して栄養ケア計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合に加算する |
| 270 | 45 | ×専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士・・・(理学療法士等)を1名以上配置していることとされている |
| 271 | 46 | ○ |
| 272 | 47 | ○ |
| 273 | 48 | ×地域の中で、利用者と事業者がなじみの関係を築き、介護サービスを提供するため、利用者は1か所の事業所に限り「登録者になる」ことができる。複数の小規模多機能型居宅介護事業所の利用や他のデイサービス、訪問介護サービスの事業所などは利用できない |
| 274 | 49 | ×夜間および深夜の時間帯を通じて1人以上の介護従事者が必要である |
| 275 | 50 | ○ |
| 276 | 51 | ○ |
| 277 | 52 | ○ |
| 278 | 53 | ×特定施設入居者生活介護では、利用者の選択で、外部の介護サービスを利用できるようになっているが、指定老人福祉施設の場合には、外部サービスの利用はできず、当該施設職員によって介護される |
| 279 | 54 | ×現実には家庭復帰の支援はなかなか困難な状況であるが、介護老人福祉施設の機能としては、在宅復帰支援、自立支援をし、通過機能を持つものである |
| 280 | 55 | ○ |
| 281 | 56 | ○ |
| 282 | 57 | ○ |
| 283 | 58 | ○ |
| 284 | 59 | ×都道府県知事ではなく市町村である。市町村の対応の一つに、高齢者を一時的に保護するため迅速に施設に入所させる等、適切な老 |

<http://www.yamadajuku.com/>

| | | |
|-----|----|--|
| | | 人福祉法による措置がある |
| 285 | 60 | ×市町村は、生命または身体に重大な危険が生じている場合、立入検査をすることができる。その際所管の警察署長に援助を求めることができる |
| 286 | 61 | ○ |
| 287 | 62 | ×成年後見人には家庭裁判所が職権で船員した成年後見人が付され、成年後見人は複数でも社会福祉法人などの法人でもよいが、設問の規定はない |
| 288 | 63 | ○ |
| 289 | 64 | ○ |
| 290 | 65 | ×本人の居住用の不動産を処分する場合には、家庭裁判所の許可が必要となる |
| 291 | 66 | ×第1号被保険者は①年金から特別徴収される場合は年金収入から控除、②①以外は生活扶助加算による、また第2号被保険者は勤労(被用)収入から控除される |
| 292 | 67 | ×保険給付が行われる場合には、保護の補足性の原理から保険給付が優先し、自己負担分(1割負担)が介護扶助の対象となる |
| 293 | 68 | ○ |
| 294 | 69 | ○ |
| 295 | 70 | ×介護予防支援計画に基づく介護予防、介護予防福祉用具、介護予防住宅改修が含まれている |
| 296 | 71 | ○ |
| 297 | 72 | ○ |
| 298 | 73 | ×介護保険法とは異なり介護支援専門員は制度化されていない。なお、障害者やその家族からの相談に応じて、障害者一人ひとりの心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況などを踏まえ、適切にサービスが利用されるとともに、さまざまな種類のサービスが適切に組み合わせられ、計画的に利用されるようにケアマネジメントが制度化された |
| 299 | 74 | ○ |
| 300 | 75 | ×身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神障害者福祉法のサービス・給付に関する部分のみを統一した制度であり、その他は従来通り廃止することなく存続し、それぞれの法律によるものである |